

第4章 由利本荘市特定健康診査等実施計画

第1節 特定健康診査および特定保健指導の達成目標

○目標設定

国が定める特定健康診査等基本方針に示された目標値と第2期計画期間の実績を踏まえ、目標値を以下のとおりに定める。

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
特定健康診査受診率	33.3%	34.6%	36.0%	37.3%	38.6%	40.0%
特定保健指導実施率	10.0%	11.0%	12.0%	13.0%	14.0%	15.0%

第2節 特定健康診査および特定保健指導の対象者数

○対象者数の推移

第2期特定健康診査等実施計画期間における対象者の推移は以下のとおりである。これを踏まえ第3期の対象者見込み数および実施見込み数を示す。

なお、対象者とは実施年度中に40歳から74歳となる加入者（当該年度において75歳に達する者も含める）で、かつ当該年度の一年間を通じて加入している者（年度途中での加入・脱退等異動のない者）のうち、妊娠婦等除外規定の該当者（刑務所入所中、海外在住、長期入院等）を除いた者が対象者となる。

第2期特定健康診査等実施期間における対象者の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
特定健康診査対象者数	15,796人	15,538人	15,162人	14,600人	14,487人※
特定保健指導対象者数	633人	542人	547人	547人	476人※

※H30.1時点データ

○特定健康診査対象見込数および実施見込数

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
特定健康診査対象者見込数	14,200人	14,000人	13,800人	13,600人	13,400人	13,200人
特定健康診査実施見込数※	4,729人	4,844人	4,968人	5,073人	5,172人	5,280人
特定保健指導対象者見込数	500人	490人	480人	470人	460人	450人
特定保健指導実施見込数※	50人	54人	58人	61人	64人	68人

※実施見込数は対象者見込数に目標値を乗じた数

第3節 実施方法

○特定健康診査実施方法

【実施場所】

- ・集団健診 各地域の保健センターや公民館等で実施する。
がん検診、肝炎ウイルス検診と同時実施。
- ・個別健診 市内の指定医療機関により実施。

【実施項目】

実施項目は「標準的健診・保健指導プログラム」に基づき、以下のとおりとします。

- ・基本的な健診の項目

ア 質問項目

質問項目

- ・血圧を下げる薬を服用している
- ・インスリン注射又は血糖を下げる薬を服用している
- ・コレステロールを下げる薬を服用している
- ・医師から脳卒中(脳出血、脳梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか
- ・医師から心臓病(狭心症、心筋梗塞等)にかかっているといわれたり、治療を受けたことがありますか
- ・医師から慢性の腎不全にかかっているといわれたり、治療(人工透析)を受けたことがありますか
- ・医師から貧血といわれたことがある
- ・現在、たばこを習慣的に吸っている
- ・20歳の時から体重が10kg以上増加している
- ・1回30分以上軽く汗をかく運動を週2日以上1年以上実施している
- ・歩行又は同等の身体活動を1日1時間以上実施している
- ・ほぼ同じ年齢の同性と比較して歩く速度が速い
- ・睡眠で休養が十分とれている
- ・人と比較して食べる速度が速い
- ・就寝前の2時間以内に夕食をとることが週3回以上ある
- ・朝食を抜くことが週3回以上ある
- ・朝屋夕の3食以外に間食や甘い飲み物を摂取している
- ・食事をかんで食べる時の状態はどれにあてはまりますか
(何でもかんで食べられる かみにくいことがある ほとんどかめない)
- ・運動や食生活等の生活習慣を改善してみようと思いますか (①～⑤の該当するものに○)
 - ① 改善するつもりはない
 - ② 改善するつもり(6か月以内)
 - ③ 1か月以内に改善するつもりで少しづつ始めている
 - ④ すでに改善に取り組んでいる(6か月未満)
 - ⑤ すでに改善に取り組んでいる(6か月以上)
- ・生活習慣の改善について保健指導を受ける機会があれば利用しますか

イ	身体測定	・身長、体重、B M I 、腹囲
ウ	理学的検査	・身体診察
エ	血圧測定	・収縮期血圧　・拡張期血圧
オ	血中脂質検査	・中性脂肪　・H D Lコレステロール ・L D Lコレステロール ・N o n-H D Lコレステロール※1
カ	肝機能検査	・G O T (A S T)　・G P T (A L T) ・γ-G T P
キ	血糖検査	・空腹時血糖　・ヘモグロビンA 1 c ・随時血糖※2
ク	尿検査※3	・尿糖　・尿蛋白
	・詳細な健診の項目※4	
ア	貧血検査	・赤血球数　・血色素量　・ヘマトクリット値
イ	心電図検査※5	
ウ	眼底検査※6	
	・追加健診項目※7	
ア	血清クレアチニン検査　・C r (e G F R)	

- ※1 中性脂肪が400mg/dl以上である場合又は食後に採血する場合には、L D Lコレステロールの量の検査に代えて、N o n-H D Lコレステロールの量の検査を行うことができる。
- ※2 血糖検査は、空腹時血糖とヘモグロビンA 1 cの両方を実施するものとする。ただし、健診実施前に食事を摂取している等により、空腹時血糖が測定できない場合随時血糖とする。
- ※3 生理中の女性や採取不能の者に対する尿検査については、検査不能として実施を行わない場合も認めるものの、その他の項目については全て実施すること。実施されなかつた場合は完全に実施するまで何度も実施するか、未実施扱いとする。
- ※4 詳細な健診の項目（医師の判断による追加項目）を実施する場合は、受診者に充分な説明を行う。
- ※5 当該年度に特定健診の結果等において、血圧が受診勧奨値以上の者又は問診等で不整脈が疑われる者のうち、医師が必要と認めるものを対象とする。
- ※6 当該年度の特定健診の結果等において、血圧又は血糖検査が受診勧奨判定値以上の者のうち、医師が必要と認めるものを対象とする。
- ※7 本市が独自に追加した健診項目である。受診者全員を対象に実施する。

【実施時期】

- ・集団健診 地区ごとに5月～9月の間に実施し、追加健診は11月に行う。
具体的な日次は年度毎に日程表を作成し、配布・公表する。
- ・個別健診 通年で、各医療機関にて定める日に実施する。

【委託方法】

特定健康診査については、医師会との集合契約および由利組合総合病院、本荘第一病院、佐藤病院、秋田県保健事業団との個別契約により実施する。

【周知方法】

広報誌やホームページに掲載する。
また、4月末に対象者全員に送付する受診券に同封する。
9月には、未受診者への受診勧奨通知に同封し再度送付する。

【他の健診受診者のデータ収集方法】

人間ドック受診者については、ドック助成金申請の際に、本人によるドック結果表の提示により行う。

また、事業者健診等の結果収集については、体制の構築を進める。



○特定保健指導実施方法

【実施場所】

特定保健指導は、各地域の保健センター等で実施する。
また、希望者は委託先の本荘第一病院で実施する。

【実施内容】

実施項目は「標準的健診・保健指導プログラム」に基づき以下のとおりに実施する。

ア 動機付け支援※

- ・初回面接（行動計画策定、グループ支援または個別支援）
- ・（3～6ヶ月後）行動計画実績評価

イ 積極的支援

- ・初回面接（行動計画策定、グループ支援または個別支援）
- ・継続的支援（個別支援1～2回及び通信3～5回以上）
- ・（3～6ヶ月後）行動計画実績評価（グループ支援または個別支援）

※前年度積極的支援終了者で当該年も積極的支援に該当したもののうち、
当該健診結果と前年健診結果を比較し、以下の基準を満たす場合、動機付け
支援対象者とすることができる。

- ①BMI<30 腹囲1.0cm以上かつ体重1.0kg以上減少している
- ②BMI>=30 腹囲2.0cm以上かつ体重2.0kg以上減少している

【実施時期】

本荘保健センターおよび契約医療機関においては通年で実施する。

【委託方法】

特定保健指導については、本荘第一病院との個別契約により実施する。
また、必要に応じ本荘地域の医療機関や外部業者への保健指導の委託について検討する。

【周知方法】

広報誌やホームページへの掲載により周知する。対象者には個別通知を送付する。利用申込みのない人には、再度勧奨する。勧奨については電話や通知を行い、実施率の向上のために工夫すること。

○特定健康診査および特定保健指導年間スケジュール

	特定健康診査	特定保健指導	その他
4月	受診券の発送 個別健診開始	当日受診者保健指導開始 (医療機関)	当該年途中加入者への受診券送付※
5月	集団健診		
6月	集団健診	対象者の抽出・案内 (以降毎月処理)	費用決済の開始 前年度実績報告
7月	集団健診	当該年対象者指導開始 (市保健センター等、医療機関)	
8月			
9月	集団健診		
10月			
11月	追加集団健診		前年度実績（法定報告値）の確定
12月			
1月			
2月			
3月	個別健診終了		費用決済最終

※ 年度途中加入者への特定健診受診券の一斉発送は、10月末までの異動者とし、11月の受診券の発送を最終発送とする。

第4節 個人情報の保護

○基本的な考え方

特定健康診査および特定保健指導で得られる健康情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律およびこれに基づくガイドライン等を踏まえた対応を行う。その際には、受診者の利益を最大限に保証するため個人情報の保護に十分に配慮するとともに、効果的かつ効率的に収集された個人情報を利用する。

○個人情報の保護

個人情報の取扱いに関しては、個人情報保護法に基づく「国民健康保険組合等における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に示されるとおりにする。

特定健康診査および特定保健指導を外部に委託する際は、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定めるとともに、委託業務について適切に行われているか、検査する。

○データの保管等

特定健康診査および特定保健指導データは、契約医療機関から代行機関（秋田県国民健康保険団体連合会）を通じ電子データを隨時（または月単位）受領し、本市で保管する。保管年数は5年とする。

第5節 特定健康診査等実施計画の公表・周知

特定健康診査等実施計画を策定または変更したときは、遅滞なくホームページ等で公表する。

第6節 特定健康診査等実施計画の評価および見直し

特定健康診査および特定保健指導の達成状況については、「由利本荘市保健事業計画（データヘルス計画）」と一体的に毎年度評価を行うこととする。必要に応じて実施体制・目標値等の見直しを行う。その場合には、遅滞なく変更点を修正し、公表する。

評価・見直しに当たっては、由利本荘市国民健康保険運営協議会や秋田県国民健康保険団体連合会に設置される保健事業支援・評価委員会に指導や助言を受けることとする。

第7節 その他

国民健康保険担当部局担当職員および健康管理部門専門職は、特定健康診査・特定保健指導等に関する研修に随時参加する。